

令和4年度第1回
稲敷・龍ヶ崎地方3組合
統合・複合化協議会会議録

令和4年6月28日開催

令和4年第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会

と き 令和4年6月28日（火）午後3時

ところ 龍ヶ崎地方衛生組合会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

- (1) 3組合及び構成市町村議会への説明の顛末について
- (2) 財政・管財分科会の進捗状況について
- (3) 組織・人事・給与分科会の進捗状況について
- (4) 法制分科会の進捗状況について
- (5) 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）について
- (6) 新組合議会の議員定数の検討について
- (7) その他

4. 閉 会

1. 出席者名簿

会 長	根 本 洋 治	牛久市長
副会長	藤 井 信 吾	取手市長
副会長	萩 原 勇	龍ヶ崎市長
委 員	佐々木 喜 章	利根町長
委 員	野 澤 良 治	河内町長
委 員	笥 信太郎	稲敷市長
委 員	中 島 栄	美浦村長
委 員	千 葉 繁	阿見町長

1. 説明のため出席した者

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫	事 務 局 長
風 見 光 三	事務局次長兼総務課長
杉 山 晃	参事兼施設課長
浅 野 大 樹	総 務 課 主 査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁 谷 明 宏	事 務 局 長
斉 田 典 祥	事務局次長兼管理課長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂	事 務 局 長
川 崎 幸 生	事 務 局 次 長

午後2時56分開会

○荒井事務局長 ただいまより第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会を開催いたします。

まず初めに、会長であります根本牛久市長より御挨拶を頂戴したいと思います。

○根本洋治牛久市長 皆さん暑いところご苦労様でございます。

令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会でございますが、協議会は、5月6日の衛生組合管理者等会議での協議により協議会が設置されてから初めての開催となります。

その間、3組合の議会及び構成市町村の議会のほうへの説明や各分科会の開催なども行って参りました。その内容を確認しながら進めたいと思います。

また、現在、案となっております新組合設置計画についても御協議いただきたいと思っております。

詳細については、3組合事務局から説明がございますので、皆様に御意見をいただきながら協議を進めてまいりたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○荒井事務局長 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

○風見事務局次長兼総務課長 衛生組合の風見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前配布ということでデータをお送りさせていただきました、本日お持ちいただきましてありがとうございます。

本日お持ちいただいた資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1といたしまして稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合に関する議会への説明の顛末が1部ございます。

次に、資料2です。令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会財政・管財分科会質疑応答（要旨）となっているものが資料2でございます。

続きまして、資料3です。こちらは各分科会の協議の進捗状況ということで、財政・管財分科会の資料です。こちらが資料3でございます。

続きまして、資料4です。こちらは令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会組織・人事・給与分科会の質疑応答（要旨）となっているものが資料4でございます。

続きまして、資料5です。稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会法制分科会回答結果となっているものが資料5でございます。

続きまして、資料6です。稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）修正案（1）新組合の組織機構について、A4縦のものです。こちらが資料6になります。

続きまして、資料7です。こちらは計画の冊子から抜粋した部分ですが、新組合の主な事務分掌ということで、事務分掌の案の表がございまして、こちらが資料7でございます。

続きまして、資料8です。こちらにも計画の冊子から抜粋したものでございまして、新組合組織図の案、こちらが資料8でございます。

最後に、資料9といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）修正案（2）です。新組合の議員定数についてとなっているものが資料9でございます。

以上が事前配布させていただいた資料でございます。

次に、本日、机の上に置かせていただいております本日配付の資料でございます。

まず、本日の会議次第、こちらが1部ございます。

続きまして、資料5-1といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会法制分科会と題がございまして、こちらは事前配布いたしました資料5の付随資料というこ

とで5-1として本日配らせていただいた資料でございます。

資料につきましては、以上となりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○風見事務局次長兼総務課長 ありがとうございます。

○荒井事務局長 それでは、会議の議長につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○根本洋治牛久市長 それでは、3組合及び構成市町村の議会への説明の顛末について、説明をお願いします。

○風見事務局次長兼総務課長 それでは、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合に関する議会への説明の顛末について御説明いたします。説明は着座にて失礼させていただきます。

資料1をお願いします。

こちらは5月19日の衛生組合の全協から6月7日の美浦村議会の全協まで、3組合の統合に関する今年度の協議体制、新組合議会の課題、令和4年度の行程、新組合設置計画案の追記修正について御説明させていただいた際の顛末でございます。

まず、令和4年度の新たな協議体制であります協議会や分科会の設置に関しては、各議会のほうから特段の御意見等はございませんでした。

次に、新組合議会の課題についてであります。まず、議員定数の考え方について、定数そのものに関しましては協議会から定数に関する素案を出していただいたほうが良いといった御意見、また、稲広組合が母体となるなら稲広組合の定数を基本に考えるのかといった御質問もございました。

また、定数の検討に関しましては、執行部ではなく議員の皆さんで協議するべき、3組合の議長と構成市町村の議長での協議の場を設けてはどうかといった御意見、また、議員数が少なくなると意見が通らなくなるのではないかといった御意見もございました。

次に、現在の3組合の議員さんの身分に関してでございます。こちらでは統合の手法に関しまして、なぜ、稲広組合を母体としたのかという御質問がございまして、こちらは計画案に沿って御説明させていただいているところでございます。

また、一旦すべて議員さんを解散して新たに議員さんを選出するという考え方もあるのではないかといった御意見もございました。

さらに、今回、御提示いたしました新組合議会の課題、6項目ほど提示させていただきましたが、こちらについてはどのように協議して、いつまでにまとめていくのかといった御質問もございまして、現在の計画では12月の構成市町村議会の定例会に規約の上程を予定しておりますので、それより以前、10月ぐらいにはまとめていただきたいというような回答をさせていただいたところでございます。

そのほかの質問といたしましては、統合によるメリットに関する御質問、また、ごみ処理の広域化に関する御質問、さらに職員の採用や人件費、地域手当に関する御質問などが

ございました。

全体的な御意見といたしまして、急ぎすぎではないかといった御意見や、今後も議会のほうには丁寧に説明をしてほしいといった御意見がありました。

今後も議員さん個人または議会のほうから御質問や御意見などもいただくこともございますので、その際は丁寧に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○根本洋治牛久市長 説明がございましたが、何か御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○根本洋治牛久市長 それでは、次に協議事項（２）財政・管財分科会の進捗状況について説明をお願いします。

○川崎事務局次長 塵芥処理組合の川崎と申します。資料は３番を御覧いただきたいと思っております。

６月の１５日に第１回の財政・管財分科会を開催いたしました。構成８市町村の財政担当課長さん方に御出席をいただいております。

資料の１番にあります、まず、協議内容、会議で出された御意見や質問等、主なものについてですけれども、まず、やはり財政担当課長の皆さんですので、今年度の市町村の分担金をこれ以上、上回ることはないようにしてほしいというような御意見、また、今後システム導入などを計画には載せてありますけれども、そういった増額要因は極力初年度には行わず増額にならないようにしてほしいという御要望をいただいております。

また、早急に令和４年度、今年度の補正予算で対応すべきものと令和５年度予算に計上するものをきちんと仕分けした上で検討を進めてほしいといった御意見がありました。

続きまして、２番の検討課題と対応案についてです。これまで、組合の統合・複合化に関して様々な御質問や御意見をいただいているところですが、項目別に分科会のほうで次のように検討しております。

まず、（１）の予算・決算についてでございますけれども、分賦金割合、組合が設置する基金、また、指定金融機関などにつきましては現行どおりの体制で進めていくことを検討しております。

（２）の施設備品についてでございますが、まず、電話回線について整備が必要でございます。これは令和４年度の補正予算で対応を考えております。現在の塵芥処理組合の事務所が新組合の主たる事務所になりますので、現在の稲敷広域組合の事務局の番号を現在の塵芥組合の事務所の場所で使えるよう電話番号の設定を行う必要がございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。そのほか検討すべき課題としては、引越し作業、公用車の配置、駐車場の整備などがございますけれども、これは現行どおりのままで進めていくという方向で考えております。

また、不動産の登記に関しまして変更届が必要となってきますが、これは来年の4月1日が新組合の統合になりますので、令和5年度の予算で対応するように検討を進めております。

(3)の電算関連です。令和4年度の補正予算で対応したいものが2点ございまして、一点目はインターネットの環境整備でございます。将来的には休暇申請などといった庶務事務システム、また、伝票の電子決済システムなどの整備を行いたいというようなことから、職員が配置する事務所別に、無線LANを配置したインターネット環境の整備を今年度の予算で行いたいと考えております。

あともう一点、財務会計システムの改造費用についてでございます。現在、3組合では内田洋行のシステムを利用しておりますが、若干の改造費用が発生するとのことでございますので、令和4年度補正予算で対応してまいりたいと思っております。

(4)のその他についてです。例規の整備については、こちらも令和4年度の補正予算で対応したいと考えております。例規の整備は稲広組合の例規の数が多いということで、稲広組合のほう窓口となっていくことといたしますが、業者への委託としまして対応したいと考えております。委託の費用が発生いたしますので、稲広組合のほうで補正予算を組んでいただき、そのあと3組合での費用負担としたいと考えております。

続きまして、3番、今後の作業についてでございます。

組織・人事・給与分科会との共同作業になってまいりますが、まず、今後の新組合の各会計における人件費の試算を進めてまいりたいと考えております。このあと説明がございしますが、組織図を基に現在の職員を各役職に仮の貼り付けを行いまして、人件費の試算を行ってまいりたいと思っております。組織図のほうで、新たな提案といたしまして会計課を単独で設置するという説明がありますが、課長級職員の1名増が見込まれております。

また、職員の個人ごとの人件費の試算も併せて行いますが、その中で課題となってくるのは地域手当の支給割合でございます。現在の提案では行政職9%、消防職3%ということで提案しておりますが、この取扱いに関しまして、県の市町村課のほうからは、なかなか説明が難しいというような回答もいただいているところでございますので、その点も含めまして検討が必要となってまいります。

次のページの最後の(2)ですが、総務管理費の仕分け作業です。新たな組合では特別会計を設けて予算を組んでまいりますが、現在、3組合の総務管理費の中に新組合の一般会計で予算を計上したほうが良いもの、そうではなくて、各事業ごとの特別会計で予算を計上したほうが良いものが混在している場合もございまして、現在、3組合の事務局のほうで総務管理費の仕分け作業を行なって、試算を進めているところでございます。財政・管財分科会の進捗状況は以上でございます。

○根本洋治牛久市長 ただいまの件につきまして何か御意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

○藤井信吾取手市長 今、事務局から話があった中の県の市町村課の認識のところは、地域手当のところの行政職と消防職が違うっていうのは、最初からわかりきっているところで、それでも複合組合の、ようするに事務とかそういうものを集約化っていうのが議題になってやっているわけだから、いずれ消防職の人の地域手当の水準をどうするかっていうのは当然課題としてあるわけですよ。取手なども16%の勧告されているのに10%に留めていますから。行政職も消防職も一緒なんですけれど。だけど、今回の新組合のスタートに際しては、これは決定ということではない前提で動き出しているっていうところで、それは原点であるんだから、県に対しては違う整理の仕方を、それはベストじゃないかもしれないけれど、次善の策かもしれないけれどもこういう形で今のところは乗り越えていきましょうみたいな形でやってもらいましょうと言ってもらわないと、スタート台が押し戻されたみたいな形になってもしょうがない。

地域手当のところは、市町村側とか自分のところの勧告水準のないところもある中で、新たな負担はしないという前提でスタートしているんですから、スタート時点においては言い方を県の方に変えてもらわないと。気になりました。説明聞いててね。

○千葉 繁阿見町長 今回の地域手当なんですけれど、この2ページ目の地域手当のところの平等取扱いの原則と言われているわけですよ。私はこれが全てだと思っているんですけど。そういうふうにとちょっとニュアンスをごまかして、ちょっとずるい見解だと思っているんです。

私は2月の時にもお話ししてると思うんですけど、今回の統合の一番の問題は地域手当だと思うんです。私たち4市町村はずっとこれまでもいろんな所にお願ひに行ってきた経緯がありまして、貰っているところと貰っていないところの格差っていうのは、私たちは貰えないので十分に羨ましいということで職員にも言われているので、前回の稲広の1%上がった時もなんとか職員のためにモチベーション下がらないようにということで、あの時も私は単独で、まずは国のほうにお邪魔して言ってきました。やっぱり首長としてその辺の姿勢は見せなくちゃいけないというふうに思いました。そうなるやはり四つの市町村で、皆でお願いしにいて、やっぱりその地域手当について私たちは一生懸命やっているんだよっていうことを見せるということをやってきましたけれど、今回の状況で行くと行政職9%、消防職3%でいくというようなことなんです。

先ほどからも増額にならないようにということで話になってくると、これ1%上がっただけでも2,400万ということになるわけですよ。2,300万、2,400万で分担金ということになると上がらないってことじゃないわけですよ。だからこれなかなか難しいところだと思うんです。結局地域手当を、消防職を上げようとするすると皆さんの負担が増える。せっかく統合しても830万とかそれぐらいしか経費の削減になってない。何のために統合するんだと言う話になりますよね。

それから消防職のモチベーションとしては、今までは別の組合だったから3%でも納得していたけれど、今度一緒になって片方は9%で片方は3%、これ納得いくのかっていう話ですよ。そうなるやうと私心配しているのは、今でさえ他の所に、給料のいいところに持っていかれちゃってるわけですよ職員を。そうやってきた時、これがどんどんどんどん進むんじゃないかというような思いがあるので、せめて将来はこんな形で、令和6年度に人勧がある、見直しがあるということなので、その辺までは1%ぐらいは上げるとか何かの先行きがないと、やっぱり職員のモチベーションは下がっていくんじゃないかなって。一番大事なのは、私言ったと思うんですけど、働きやすい環境を整えてください、それから地域住民のサービス低下にならないように、それから議会への説明をしっかりとやってくださいと三つぐらい話したと思うんですけど、地域手当が一番問題になると思うので、これは9%、3%が決まりの感じなんだと思うんですけど、ほかの所からもそういった話が出ていたみたいですけど、この辺のところをどういう数字でやるのかっていうのは私確認したいなと思っているんです。今のままで来年4月は9、3でいくのか、それとも、もう少し、令和6年の人勧で変わってくるのであればそこまでは少し上げていきますとか、その時に見直すだとか、何かそういったものがないと私はちょっと今回のやつは消防職にとっては大変不利になるのかなと思います。だからできれば時期をずらしても良いのではないかと考えていますけれど、ここまでたたき台ができてくるとそれもちよっと難しくなるのかなと、それであるならばちゃんと道筋だけはつけてあげなくちゃ私はあまりにも消防職が可哀想なんじゃないかというふうに思います。

○藤井信吾取手市長 問題意識は私も分かるんですけども、第一段階のスタート時点でそれをやってしまうとそもそもが合理化っていうか、削減っていうところが全部裏返っちゃって、増えるほうだけかなり大きな数字として見えてくるはずだから、出だしのスタート台が違うっていう話はあるので、第2期の課題としてっていうことはありますよね。

結局、阿見は市になって、勧告水準が変わってくればっていう話がありましたけれど、阿見町側の職員の話とそれから稲広さんで働いている人のところが、今度、市になったりすると逆転して阿見のほうが勧告で高い率が出るって言うことも予想されますよね。

○千葉 繁阿見町長 それはちょっとわからないです。ゼロのままで行くかもしれないし。

○中島 栄美浦村長 それは市でも、稲敷市も出ていないです。だから何とも、交付税をいじらないでくれればいいんですけど。そこを総務省は、やるならやってもいいですよ交付税で対応しますからと言われちゃうので。

○筧 信太郎稲敷市長 そこだけですよね。そこだけがなければ自前で何とかしますよと。

○藤井信吾取手市長 その問題があるんですよ。だから取手は16%の水準に対して10%、消防も行政職も皆出しているんですけど、守谷は15%の勧告水準に対してこれまで10だったのを11に上げちゃったから、勧告水準が高い取手よりも勧告水準の低い守谷のほうがたくさんもらっているっていう状態なので。牛久さんも10%までいったんでしたっけ。

○根本洋治牛久市長 12。

○藤井信吾取手市長 12まで行っちゃったんですか。そういうことがあってですね。財源がかかる話なので、その話はあるんですけど第二段階なんだろうなと私は思っているんですよ。スタートの時は。

○千葉 繁阿見町長 藤井さんが言われることが同じ職場内で起こるっていうことなんです。それを私は心配してるんです。

べっこの話しだったらこっち3%でも9%でもしょうがない、ところが一緒になっちゃった場合はちょっと違いますよね。その辺のところを道筋をつけないといけないんじゃないかと思うんです。

だから最初はこれで納得してしまったからずっとこれで来てるのかもしれないけれど、私がちょっと聞いた感じでは格差は問題だよっていうことも県のほうでも言ってますよ。それをどうやって説明するのかなって思っているんですね。ですからその辺のところ、私たちは避けて通れませんよ。この統合の時の当事者ですから。だからその辺のところを私はすごく心配しているんです。

○中島 栄美浦村長 急にやったら経費削減じゃなくて、かえって上がっちゃう。

○千葉 繁阿見町長 そうなんですよ。上がっちゃったらまた問題になるし。だから難しいんですよ。

○中島 栄美浦村長 その辺のところだよな。

○藤井信吾取手市長 だからこれは結局、いろいろな問題は龍ヶ崎基準でやってる給与の処遇。でも龍ヶ崎と稲敷市の境目にあるんだったら稲敷側に事務所をずらしてしまえばっていうのもありますけれどね。

○中島 栄美浦村長 それは。

○千葉 繁阿見町長 うまい考えだなって思うけど。

○荒井事務局長 よろしいですか。

○根本洋治牛久市長 どうぞ。

○荒井事務局長 地域手当の件なんですけれど、計画のほうにも掲載しております。それで各市町村回って同じ説明をどこの市町村でも議会に対しても行ってきました。

その内容について、来月全員協議会での説明が、また必要になりますけれど、それが終了したのち市町村課のほうに出向いて、今の現状をもっと詳しく説明した上で市町村課の見解、解釈そういったものがありましたらそれを拝聴してこようかと思っております。

今のところ、この計画の通りにいきたいと思っておりますけれど、ただ、令和6年度に千葉町長さんがおっしゃられたように人事院勧告、地域手当の見直し、そういったものが勧告されるのかと思っております。そういったことも考慮しまして、経過措置をとっていくのは必要になると思っております。例えば5年とか極端な話10年間で消防職と行政職の地域手当を一緒にする、それも人事院勧告の地域手当の支給率、そういったものを踏まえながら、

そういった経過措置を講じていくというようなことをしていければと思っております。

○千葉 繁阿見町長 そういふ計画というか、すり合わせというか、そういうのがあるのであれば、また少し変わりますけれど。

先ほどちょっと説明の中で検討しますと言っていましたよね。決まりではないですよ。

○荒井事務局長 まだ決まりではないです。

○千葉 繁阿見町長 その話聞けて少し安心したなと思っているんですけど、ある程度9, 3で説明しているし、荒井さんかなり硬いので。だけど荒井さんのほうからこれから先のことでそういった計画を持っておられるということならば、それはちゃんと示したほうがいいと思いますね。

○根本洋治牛久市長 ここでは、何%っていう話をして確認しないと結論でないという。ただ避けては通れないところなんだけれど、今ここで話してしまってもどうなのかなっていう。じゃあ最初からしっかりとこういう話は議論しなきゃいけないんじゃないかなっていう話もあります。それと人事院勧告も6年度だよ。その時はいろいろな人事院勧告の話も聞いて、ただ、一つの方角だけは、いつまでもこういう状況ではありませんよっていう方角だけはしっかりとアナウンスすれば、そのやり方もいろいろとあると思うんですよ。

今度10%になったんですよ。龍ヶ崎市さんの地域手当は。変わったということなので、変な話一度に10%にってしまったら市町村の負担にもなってしまうので。ですから、そこをどのようにこれから持っていくのか。

ほかにもいろいろと稲広でも話しました。それで地域手当は、消防関係はどのくらい、組合の場合はどのくらいがやっているのか。大体5%ぐらいだよ。

○澁谷事務局長 そうですね。

○根本洋治牛久市長 取手市さんは単独だから10。

○藤井信吾取手市長 10。常総広域は5だよ。

○澁谷事務局長 常総さんは5です。西南広域さんはついてないです。古河さんは結構ついているんですけど西南広域さんはゼロです。

○根本洋治牛久市長 その辺もやっぱり見極めながらやっていくしかないのかなっていう。稲広で受かって、そしたら、つくばさんや土浦さんが給料いいからそっちに行ってしまったっていうことも現実にあるんだから、悩ましいところがございますので。

その点についてはこれからどういうふうにするっていうのをいろいろ方法はあると思うんですよ。10ついたものは下げることができないかもしれませんが、3を上げていく場合にはどうしたらいいか。一つ考えているのは例えば5にした場合、乖離が5の人に調整額としてお支払いする。そんな方法もあるのではないかなという話もあります。いろいろ方法はございますので。

ただ、一つだけ言えることは、これからこれに関してはしっかりとやっていくというア

ナウンスをしっかりとやっていって、皆さんが給料減らないような形でしっかりと手当するというだけしっかりと。その方法については人勧のこともあるしなかなか出しづらいかないと思いますけれど。

いろいろ御意見もございましたが。

○藤井信吾取手市長 私は、元々衛生組合の中での以前、中山管理者が話していたスタート台に重ね合わせているところなので、基本的には職員のいわゆる総務的な部分の共通整理による効果を出すということ、それから人材育成ということで小さい一部事務組合では人の育成はできかねるということ、そこに納得して進めてきているわけなので、その大義が覆らないということだけは新組合のスタートにおいては担保してもらいたいと思いますけれど、その先のところは、消防のほうは私別なので、私が皆さんの合意形成の妨げになるようなことは言えないと思いますので、段階を踏んでやっていただければと思います。

私たちも大変なんです。牛久さんに12%出されちゃうと、私は我慢率という言葉で言っているんですけど16分の10の我慢率。我慢させるべきものではないと言われちゃいますけれどね。

○千葉 繁阿見町長 実際、私は現場でそういうのを味わっているんで、優秀な職員を地域手当でほかに行かれてしまうっていうそれは物凄く苦しいですよ。本当にこんな素晴らしい人がって、片方16%なので仕方ないですけど。ゼロと16では太刀打ちできないですもんね。それを今度はこの組合が味わうっていうことなんです。本当苦しいですよ。ですから、そうならないようにしてほしいなって思います。

○藤井信吾取手市長 私は、地域手当そのものの勧告率に疑問を持っていますから。なぜなら柏市の勧告率が6%ですから。柏の市長さんは真面目な方で6.5%払っていたところをわざわざ勧告率に合わせて0.5%カットしたんですから。ありえないと思いますよ取手が16で柏が6なんて。龍ヶ崎は12だけ。

○荒井事務局長 10です。

○藤井信吾取手市長 10。そもそもがどういうカウントをしているのっていう。50人以上の一般事業所を見てるらしいんですけど全体を反映してないのは間違いはないですね。

○根本洋治牛久市長 そうかといって話は進まないからね。

○中島 栄美浦村長 人勧もね、総務省は答えが出ない。

○根本洋治牛久市長 でしょうね。玉虫色にしちゃうんだらうね。でもさ、なんでやったら減らすなんて話が出てくるんだらう。

○千葉 繁阿見町長 それだけ潤沢だっということじゃないですかね。だから減らすっていう。

○根本洋治牛久市長 皆で総務省に行きましょうか。

○中島 栄美浦村長 行っても無理。

○千葉 繁阿見町長 私ら人事院にも行きましたからね。

○中島 栄美浦村長 茨城の県南が行ったって言うこと聞かない。

○藤井信吾取手市長 実際、私も説明を受けていまして、総務省から平成25年ぐらいに、東日本大震災から立ち直るための財源を作るために国家公務員の給料削減した時に地方も付き合えということで圧力がかかってきて、十分な行革をしてないという判断をされちゃったわけですよ。定員のところでぎゅっと押さえていて、その代わり地域手当以外のところはそれなりに出していて、地域手当もその頃は16分の7とかですよ。我慢率で押さえていてっていうような話をしたらなんて言われたかと言うと、のちに事務次官になった人なんですけど、市長さんは分かっておられませんと、私たちが言っているのはラスパイレス指数なんです地域手当というのはラスパイレス指数の外なんですだからそこはどうやったってあなたの勝手ですラスパイレス指数の中の賃金単価が国と比べたときに高いから交付税を下げると言うこと言われたんです。

だから地域手当の部分の合理化が、正しく位置づけるというのは、国は真面目にわざとやらないんです。

○根本洋治牛久市長 わざとやらないんですよ。

この場では結論は出ませんが、ただ、我々統合するにあたってはしっかりやるっていうアナウンスは出す必要があると思うんですよ。当初は仕方ないのかなっていうのは、人事院勧告の様子を見ながら、こちらの期待するような数字は出ないと思うけど、その点についてはある程度こちらも準備をしておいて、どのように皆さんに負担をかけないで、ある程度の標準に持って行って、なおかつ財政調整基金を活用するとかそういうこともいろいろ話しながら、そういうことをこれからも議論していきながらやるしかないかなと思います。

一筆にしてどこかにしっかり書いて、しっかり対応しますということ。

○千葉 繁阿見町長 組合を統合した中で、ほかの所で地域手当が変わっているなんていうところはないんですかね。

○荒井事務局長 県内の一部事務組合を調査したんですけど、ひとつの同じ組合の中で行政職、消防職、違っているところはありません。

○千葉 繁阿見町長 この県南っていうのが特殊なのかもしれませんけれどね。他の所はそういう格差のないところが集まったっていうところかもしれませんけれど、実際この地域はそういうところがあるので、それだったら全然問題なくスムーズに行くと思うんですよ。

○根本洋治牛久市長 七つじゃなくて、大体三つか四つぐらいでしょう。だから難しいところがあるんです。ただ難しいじゃ済まされない話なので、先に進めなくちゃならないので、その辺議会の皆さんにも説明しながらベストじゃないけれどもより良くするというこ

とで、文言はしっかりと明記するというので、そういうことでよろしいでしょうか。結論出ないので。

○千葉 繁阿見町長 でも大事なことなので、ちゃんと決めて行かなくちゃいけないことかと思えますけれど、絶対これですよね。あとはスムーズに行くかと思えますけれど。

○根本洋治牛久市長 あと3年経たないと結論出ないなかなか難しい話なので、時間を掛ければいいという話でもないんだけど、何かありましたらまた事務局に話していただければ、よろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。説明をお願いします。

○斉田事務局次長 稲広組合の斉田でございます。

組織・人事・給与分科会の進捗状況について御報告いたします。説明につきましては着座にて失礼いたします。

お手元の資料4を御覧ください。6月15日に第1回の分科会を開催してございます。

会議の中では、今年度の協議体制、また、分科会での協議事項、スケジュールについて御説明をさせていただきました。

説明に対する質疑の内容については、資料4に記載のとおりでございますが、新組合の組織については、計画のほうにお示ししましたイメージ図に対する修正案を提示しております。こちらにつきましては、のちほど説明がございまして。

次に、給与に関しましては、先ほど来お話が出ております地域手当に関する質問がございました。

会議のあとに、御出席いただきました課長さん方に、分科会での協議内容を踏まえまして御意見をいただきたいという旨のお願いをしておきまして、メールにて御意見のほうをいただいているところでございます。

こちらにつきましては、市町村からいただきました御意見のほうの整理、また、3組合職員の給与の履歴並びに3組合に共通する事務量の調査を行なっていきまして、比較等の分析を進めていくところでございます。組織・人事・給与分科会の進捗状況については以上でございます。

○根本洋治牛久市長 これについて御質問等ございましたらお願いします。

やっぱり職員は結構敏感になっている。どのくらい負担が上がってくるか敏感になっていますけれど。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○根本洋治牛久市長 それでは、次、お願いします。

○斉田事務局次長 続きまして、法制分科会につきまして進捗状況を報告いたします。

法制分科会につきましては、各市町村の6月定例会の時期でございましたことから、6月17日を締め切りといたしまして書面による開催といたしました。

資料5を御覧いただきたいと思えます。こちらが回答結果をまとめたものですが、御提

案した協議内容につきましては、すべての市町村から賛成との御回答をいただいたところでございます。

具体的な協議内容につきましては、本日追加配付いたしました資料5-1のほうを御覧ください。内容としては、分科会の協議体制を始めといたしまして、今後、具体的な協議や作業が出て参りますので、一定の進捗ごとに構成市町村の法制担当の方に御報告いたしまして、内容について審議、検討をお願いしたい、そういったお願いのものでございます。

また、資料5に記載しておりますとおり、龍ヶ崎市、取手市からは、個別意見として御意見をいただいております。龍ヶ崎市からは、御質問的な内容でしたので、直接連絡いたしまして、業務委託の範囲につきましては規約だけでなく条例以下すべての例規を予定しているということ、また、改正案の作成も業務委託の範囲に含まれることなどを御説明させていただきまして、理解のほうを得ております。

なお、稲広組合においては、7月4日の臨時会に複合化の例規整備に関する補正予算を上程してございますので、議決のほうをいただきましたら契約事務に着手しまして作業に取り掛かることになるものでございます。法制分科会の進捗状況につきましては以上でございます。

○根本洋治牛久市長 これについて御質問等ございましたらお願いします。

〔質問なし〕

○根本洋治牛久市長 それでは、次をお願いいたします。

○風見事務局次長 それでは、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）について御説明させていただきます。

この計画につきましては、これまでの管理者等会議の中で御協議をいただいているところでございますが、今回何点か修正をしたい部分がございますので、その修正案について御説明させていただきたいと思っております。

先ほど資料確認の際に漏れてしまいました。本日、こちらの計画の冊子のほうをお持ちいただいているかと思っております。こちらの冊子を御用意いただきたいと思います。

まず1点目です。計画の冊子の56ページをお願いいたします。

統合・複合化の骨子の（1）新組合の組織機構についての修正案でございます。

先ほど組織・人事・給与分科会から報告がありましたように、新組合に独自に会計管理者を設置したいと考えているところでございます。

現在の3組合の規約では、組合の会計管理者は管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てるとしていることから、管理者に変更があった場合には、その都度、会計管理者も変わる事となり、事務所から遠方の市町村となった場合には、時間的なロスなども生じ非効率な面がございます。

また、統合後の新組合では、これまでより会計事務量が增大することが予想されますことから、会計事務を正確かつ適正に処理することができるよう、新組合に会計管理者を設

置することとし、会計管理者の補助機関として会計課を設置したいと考えております。

なお、会計管理者は、会計課長を兼務することを基本としたいと考えております。

ここで資料6番、7番、8番を御用意いただきたいと思います。併せて計画の冊子は59ページをお願いいたします。

実際の計画の修正案でございますが、資料6の1番でございますように、冊子の59ページに検討に際して認識しておくべき事実の5番までが、59ページの上段に記載がございます。その次に、新たに黒丸の6番といたしまして、現在の3組合の会計処理の現状についての文言を追加したいと思います。その内容につきましては、資料6の1番に記載があります黒丸の6番、令和4年1月からの部分となります。こちらの部分を新たに追加したいと考えているところでございます。

続きまして、冊子のほうの60ページをお願いします。

60ページには、2基本的な考え方の黒丸の10番までが上段に記載がございます。こちらにも新たに黒丸の11番といたしまして、資料6の2番に記載がありますように、新組合に会計管理者を設置する旨の記述を追加したいと考えております。その内容につきましては、資料6の2番の黒丸の11、カギ括弧で1検討に際して認識しておくべき事実の丸6のようから始まる文章でございます。こちらを新たに11番として追加したいと考えております。

さらに、同じ冊子60ページの中ほどより表5-8が掲載してございます。こちらの内容につきましても併せて修正が必要となりますので、こちらにつきましては、資料7番をお願いいたします。こちらにあります表の5-8を修正したいと思います。内容的には、これまで総務課にありました会計グループ、こちらを総務課から削除しまして、新たに会計課を設置、また、会計グループを設置しまして、それまで会計グループで記載していた事務分掌をそのまま掲載しております。

また、冊子の61ページを御覧いただきたいと思います。こちらに組織図のイメージの記載がございますが、こちらにつきましても今回の改正案に沿った形での修正を考えておりまして、そちらが資料8でございます。資料8をお願いいたします。こちらにありますように総務課から会計グループを外しまして、会計課を独立させるというような修正となっております。

また、この組織の部分でございますが、ごみ処理の広域化に関すること、斎場事務の複合化に関することを主な分掌事務としております広域・複合化プロジェクトチームに関する記述についても修正したいと考えております。

広域・複合化プロジェクトチームの設置は、統合による新組合の設置後に検討することとしまして、それまでその事務につきましては企画財政課の企画調整グループの主な事務分掌とするという修正案としてございます。以上が組織に関する修正でございます。

次に、資料9を御用意いただきたいと思います。併せて冊子のほうは78ページを御覧いただきたいと思います。78ページからが新組合の議員定数についての記載がございまして、

その内容の修正案でございます。

統合後の新組合は、共同処理する事務ごとに構成市町村が異なる複合的一部事務組合となることから、組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るもの、その他特別の必要があるものの議決の方法について、特別の規定を設けることができるとされております。いわゆる特別議決の規定であります。

統合後の新組合では、消防事務、水防事務及び塵芥事務に関する議案に対する議決がこちらに該当すると考えられますが、その特別議決を考慮した場合、議員定数が現行の3組合の議員総数61人の過半数を超えて過大になることが推測されますことから、新組合の議会においては特別議決の要件を除外する修正案を今回提案させていただいております。

まず、冊子のほうの79ページを御覧いただきたいと思っております。この79ページの、まず表5-19がございますが、その下にいくつか注釈がございます。その下に括弧で、参考議員定数を検討する際の要素ということで(1)から(4)までの記載がございます。こちらの(2)に特別議決の要件に関する記述がございます。こちらを削りまして、以下(3)、(4)をひとつずつ繰り上げた形の修正を考えてございます。

また、冊子の80ページをお願いいたします。こちらに、2基本的な考え方の黒丸の1番がございます。この上から4行目の一番右のほうに、構成市町村別の議員数のバランスの後の点、さらには消防事業、水防事業及びごみ処理事業に係る特別議決の要件に配慮するものとしますと記載がございますが、このバランスの後の点から特別議決の要件の部分までを削除する修正でございます。

また、同じ80ページの中断より下に、3まとめの記載がございます。こちら、特別議決の要件を削除いたしますことから、まとめの記述をお配りしております資料9の3番に記載がありますように、このような内容の記載にまとめのほうを修正したいと考えているところでございます。

最後に、3点目です。資料は特段御用意しておりませんが、今回、議会への説明の際、また、分科会から御意見、御質問がありました、また、先ほど来御協議いただいております職員給与の地域手当の支給率に関しまして改めて検証が必要であると考えているところでございます。

現在の計画案では、当面は、行政職は9%、消防職は3%と現行の支給率とすることを基本としておりますが、こちらにつきまして改めて、先ほど申しましたように県の市町村課にこの件について御教示をいただきたいと考えているところでございます。

その県の市町村課との協議の内容をもちまして、この計画案についても必要な修正があれば修正していくということを考えてございます。

計画の修正案についての説明は以上でございます。

○根本洋治牛久市長 御質問ございましたら。ここでは議員定数、非常に悩ましい。稲広議会の議員の定数の際にも必要だったこともございまして、いろいろ各市町村あります。そ

ういう中で、なかなか定数だけでやってしまうと進まないこともあります。何か案は作ってあるの。

○荒井事務局長 よろしいですか。

○根本洋治牛久市長 どうぞ。

○荒井事務局長 説明のほうは、ただいまの御説明で終わりなんですけど、改めて協議をいただければと思っていることが議員定数の件です。

私どものほうで試算した案がございます。それをちょっと御覧いただいて私のほうから説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○根本洋治牛久市長 お願いします。

○荒井事務局長 私どものほうで試算した案が二つ、第1案が新組合議員定数検討資料という資料で、令和3年度の3組合の分担金と3組合への関与の度合い、この二つの要素で試算したものです。

龍ヶ崎市から美浦村さんまで関わっている組合、事務ごとに数字が入っているかと思いますが、合計の欄が右から4番目に掲載してございます。関わっている事務ごとにトータルしたものでございます。龍ヶ崎市さんですと17億2,176万7,000円、負担割合が33.14%ということで、これを、その表の下に算出の根拠とした要件がございまして、四つほど書かせていただきました。①負担割合5%未満の市町村、定数2、3組合すべてに関与している市町村には一人加える。同じく②10%以上20%未満、③20%以上30%未満、④30%以上、2、3、4、5人とそれぞれ定数を掲げまして、3組合すべてに関与している市町村には1人を加えるというものでございます。算出した議員定数案が25人です。その内訳が龍ヶ崎市の6人から美浦村さんの2人までとなっております。これが第1案でございます。

第2案です。第2案は、その下の表になります。3組合の議会の議員定数の総数に占める構成市町村議員の割合で試算をしたものでございます。

塵芥組合さんが龍ヶ崎市、利根町、河内町さんの3市町で15人、衛生組合は8市町村で24人、稲広組合さんが3市4町村で22人で合計61名の議員になっております。その関わっている組合の議員さんを足したものが61人の内訳でございます。龍ヶ崎市さんの場合ですと61人中17人の議員さんがいらっしゃるということで、議員定数の総数に占める割合は27.87%となっております。これを議員定数の上限を何人するかという根拠は乏しいところですけど、24人から26人の間で算出したものが右半分でございます。龍ヶ崎市さんで申し上げますと27.87%を24人議員総数にかけると6.69人、四捨五入すると7人、整数化しているものでございます。24人の場合、トータルは整数化しまして二人増になっております。26人という数字が出ております。同じように総数を25人とした場合にはこれも同じ26人の数字が出ております。26人とした場合も26ですね。25人とした場合には一人増の26となります。

そうしますと第1案では総数25人、第2案では26人ということで、その内訳については

第2案では一番右側の数字24, 25, 26, それぞれ内訳が書いてありますが, その内訳による議員数になっているところがございます。以上でございます。

○根本洋治牛久市長 まあここでは26, 基本30以下なのかなと感じました。まあこういうふうに数値を出してもらいながら人数を出してもらっているんですけど, 数値ばかりじゃなくて, 取手さんが2, それから美浦さんが2になっていますけれど, できれば近い数字にして, 取手さんが・・・。

一部事務組合なので地域差を無くすような数字で持って行って, 私の個人的な意見ですけど阿見町, 河内, 利根, 稲敷と同じ3にしたほうがいいんじゃないかなと。

ただ, 基本的にはあくまでも議員さんが考えることなので, 我々がどうのこうのじゃなく, ただ, ある程度の指数というかたたき台を出さないとなかなかまとまらないということなので。管理者はこんなふうに考えてますよみたいな。

○荒井事務局長 まずは3組合の全員協議会のほうで議員定数についてお話し合いをしていただければなと思っておりますが, その入り方がちょっと難しいと思っております。

そういう中で, 衛生組合の滝沢議長さんのほうから事務局のほうで何か試算したものがあつたら, それを出して協議したほうが早く進められるのかなという思いがありまして, そういうことで, 衛生組合の全員協議会, 7月7日に予定しているんですけど, 入り方は議会のほうにお任せするしかないんですけど, 最終的に協議会のほうにお願いをしていきたいという旨のお話をさせていただければ, この案を協議会の決定事項ということで, 今, 説明した内容ではなくて, 改めて決定ということで, 8人の首長さん方に御協議いただいて, それを衛生組合の全協のほうに返していく, それで御議論をいただくというような流れを作っていければなと思っております。そういうことで御意見をいただければと思います。

○根本洋治牛久市長 今の話について何か。

○藤井信吾取手市長 ここまでよく事務局と根本会長が話をされて数字を示してくれたことを高く評価します。

あとは管理者側で全部決めるのではなくて, おそらく議員さん達も考えがありますから, この複合組合の中でいろんな事務を沢山やっている, 全体としての分担金が多いところ, その辺の割合を見て例えば管理者をどこがとるんだつたら議長はどこがとって監査委員はどこがとるみたいな, 議員さん達バランス感覚持っていますのでそれを信任しながらやっっていけば, 例えば3で並んでいてもその中でも重きをなすところとか, 自然に議会側が決めるところがあると思うんですけどね。

○根本洋治牛久市長 それはお願いするしかないですよ。

○萩原 勇龍ケ崎市長 よろしいですか。

資料9の特別議決の要件っていうことなんですが, 市議会によく説明をしてもらいたいですけど, 今の何ですかこの特別議決はっていうところで, こうやって言われても分から

ない。その辺も丁寧に説明していただいて、この数字はこういう時代背景も、昔の流れとかもあったんでしょけれど、八つが一緒になるということであればやっぱりこういう数値を出してもらって、昔はこういう特別議決というのがあったけれどっていう話もしていただいて、そういう中で議員にこれを示してもらって納得していただければいいのかなと思います。

○荒井事務局長 例えばですけれども、第2案の塵芥組合さんのところを見ていただきたいのですが、15名の議員定数になっています。特別議決の要件ということで規約のほうに定めてやっていくわけですけど、利根町さんと河内町さんを合わせて7ですけども、採決の結果、利根町さん河内町さん7人が賛成に回ったとして、反対に回る可能性もありますけれども、龍ヶ崎市さんが8人なのでそこは龍ヶ崎の意見が優先されて議決、そういうような作りになります。

それが水防のほうでも入っていますし、表には入っていませんけれど理屈としてはそういうことで、今までは単体だったからよかったんですけど、今度一つになって8市町村が一緒になると相当の調整が必要になるし、先ほどの説明でも申しあげましたけれど、30人を超えるような議会としてはちょっと過大な数字にもなりかねないので、そこは今回除外させていただいたところです。

○萩原 勇龍ヶ崎市長 そういうような説明をしていただいて、昔はこうだったんですけどっていう話をしていただいて、この数字をみせていただければ。

○荒井事務局長 わかりました。

○根本洋治牛久市長 ほかにありますか。よろしいですか。

○荒井事務局長 すみません。

このお配りした議員定数の資料については回収させていただいてよろしいでしょうか。

○根本洋治牛久市長 はい。回収だそうです。

○根本洋治牛久市長 そのほか。

○荒井事務局長 そのほか特段ございません

○藤井信吾取手市長 視察の日程はできたの。

○杉山参事兼施設課長 はい。日付は10月の3日、4日、5日。行く場所は山形県の寒河江市が1日目の視察地です。2日目は秋田県の・・・。

○澁谷事務局長 消防は秋田県の大曲仙北広域市町村圏組合消防本部を予定しています。

○根本洋治牛久市長 最後に今日の結果をまとめさせていただきたいので申し上げます。

たたき台についていろいろ議論いただきましたが、新組合独自に会計管理者を設置することと議員定数を検討する際には特別議決の要件を考慮するというものを削除する修正がございまして。そのほか地域手当に関しては議会からの質問もございましたので、再度検証を行うということで、地域手当に関しては県の市町村課と協議しながら修正が必要かどうか判断することになりますが、それ以外の部分については、今回の修正を含めてこれまで

協議した結果について決定したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○千葉 繁阿見町長 ちょっとわからない。地域手当はどうするの。

○根本洋治牛久市長 地域手当はもう一度検討することになりますが、市町村課のほうに行って再度、これからの地域手当についてもしっかり明記するという話をさっきしたのですが・・・。

○千葉 繁阿見町長 明記するね。

○中島 栄美浦村長 県に確認してできるんだったら総務省も人事院もいらなくなっちゃう。

○荒井事務局長 すみません。

地域手当以外の部分の計画については、この協議会で御了承をいただきたいというお願いです。

○中島 栄美浦村長 地域手当はちょっと難しいと思う。

○根本洋治牛久市長 ちょっと時間かかるかと思いますが、やっぱりそういうの明記しないとまずいと思うので。

協議しますよっていうことを、その点しっかり明記するということ。

○中島 栄美浦村長 江戸崎衛生土木はゼロなんだもん。何でそこも一緒に入れないんだよっていうことを逆に言われちゃう。

○藤井信吾取手市長 最初はそこは触る話じゃなかったんです。最初はね。

○根本洋治牛久市長 議会のほうでも地域手当どうなのってなってきたんだよね。

○千葉 繁阿見町長 大きな問題は、統合すると莫大な削減ができるってなればよかったんですけど、830万ぐらいの削減だったっていうことなんです。お金の面ではちょっと難しかったかなって感じがしますね。

○根本洋治牛久市長 ただ、これから我々、斎場とかゴミ焼却に関しては、今までにない皆さんと一緒にやりましょうっていう、そういうような施設造るにしても管理にしても相当なメリットがあるのかなと。

○中島 栄美浦村長 そこについては前進したと認められるんだけど、お金がかかる事についてはなかなかシビアな部分で、職員はいいかもしれないけど、同じ地域の中において全然議論されないところは、責任は取るしかないんだけど。

○根本洋治牛久市長 そこは本当に悩ましい。こういう制度っていうのは誰が悪いって言っても仕方ないんだけど、逆に言うと今まで安い給料で使われていたっていう、何て言うか同じ地域にいるのに川越したらあちはいいとか。

○中島 栄美浦村長 そこは、統合しても地域手当はちょっと遅らせて一緒にするようにしないと両方に反発が来ちゃう部分があると思うんだよな。

○佐々木喜章利根町長 議員さんや住民にどうやって説明していくかだよな。

2, 3年経てばどうせ負担増えていくんだらうって声が聞こえてきますよ。

○根本洋治牛久市長 最終的にはプラスになると思うけどね。そうしないと統合する意味ないので。

○中島 栄美浦村長 国会議員も地域手当については口出しできない。

○根本洋治牛久市長 じゃあこれでよろしいですか。

協議お疲れさまでした。

午後4時24分閉会